

被害にあわれた方へ

千葉県警察

警察署

課

担当者

電話

(内線

)

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）による支援

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）は、犯罪の被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的に設置された千葉県公安委員会指定の民間犯罪被害者支援団体であり、警察、裁判所、医療機関等への付添い支援を行うほか、犯罪の被害にあわれた方などの相談やカウンセリング等の活動をすべて無料で行っています。

◎「情報提供票」について

千葉CVSによる支援を受けるために必要となるものです。

支援を希望される方は、支援を担当する警察官にお申し出ください。

なお、千葉CVS職員には、守秘義務が課せられ、情報管理が徹底されています。

情 報 提 供 票	
情報提供日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
情報提供元	千葉県 警察署・隊 (担当者名 課)
情報受理担当者	団体名 受理者
被害者等の氏名 及び連絡先等	氏 名 年齢 歳 性別 男性・女性 住 所 連絡先 被害者との関係 ()
犯罪被害の概要	
そ の 他	
情報提供の 同意に関する 署名欄	署 名 (保護者等)

備考1：該当する箇所を○で囲むこと。

2：「その他」の欄には、被害者等が希望する援助の内容や警察において既に行った援助の内容などを記載する。

3：被害者等が少年の場合、保護者等からも同様の措置を施しておくこと。

はじめに

犯罪の被害にあわれた方は、直接的な被害にとどまらず、その後も予想をしないような精神的ショック、身体の不調、治療や失職、転居などによる経済的困窮、SNSやマスコミ等による精神的な二次被害などが発生することがあります。

この被害者の手引は、被害にあわれた方やご家族の方に

- 警察の捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が捜査のためにどのようなご協力をお願いするのか。
- 被害にあわれた方が利用できる制度はどのようなものがあるのか。

といったことを、分かりやすくお知らせするためのものです。

回復への道のりは人それぞれです。

まずは、やりたいことやできそうなことをしてゆっくりと過ごしましょう。

安心できる場所で信頼できる人と一緒に過ごすことは回復の過程でとても大切です。

できることから少しずつやってみましょう。

この被害者の手引が、みなさんが再び平穏な暮らしを取り戻すための手助けになればと思います。



千葉県警察

犯罪被害者支援ホームページ

www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_forVictim.html



性犯罪の被害にあうと...

性犯罪の被害にあうと、心や身体に次のような反応が出る場合があります。

眠れない...
寝ても恐い夢で
目が覚める

人と会うのが恐い

友達からきたSNSに
返信できず
既読無視

お腹が空いた感じがしない

思い出したくないのに
事件の記憶が
よみがえってくる

物音に過敏になる

外に出たくない

事件が
本当に起きたこと
だと思えない、
人ごとのように感じる

他の人と自分
は違ってしまっ
たと感じる

何となく
体調が悪くて
いつもだるい

電車に乗るのが恐い

後ろから
人の気配を感じると
恐くなる

学校や会社
に行きたくない

何も感じない

事件のことを
思い出そうとすると、
頭がボーとする

このような反応は、性犯罪の被害にあった人に起こる自然な反応です。
この反応は、時間が経つにつれて少しずつ落ち着くものです。
状況によっては落ち着くまでに長い時間がかかったり、数か月経ってから
心や身体に反応が出てきたりすることがあります。

眠れなくても、
横になって目を閉じる
時間を作る

安心できる場所
を見つける

頑張りすぎない



心身の回復のために…

信頼できる人と
一緒に過ごす



話せるようであれば、
被害の後に生じている
反応について相談する
(話せないときには無
理をしない)

ヨガや
ストレッチのような
軽い運動を行う

特に被害にあった後は、性犯罪という異常な事態に対応するために心身のエネルギーが使われ、普段の生活に使えるエネルギーがとても少なくなるので、普段どおりに生活すること自体が難しくなってもおかしくありません。

そのようなときには、「食事は弁当や惣菜を利用する」、「買い物は通信販売を利用する」、「毎日の洗濯を、2日に1回にする」など、生活そのものの負担を減らす工夫も大切です。

誰かに話を聞いてもらいたいと思ったら…

千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム

別名「**Active Counselor Team**」通称**ACT**(アクト)といい、犯罪被害にあった被害者の方やそ
のご家族、ご遺族へのカウンセリングを行う、公認心理師をはじめとする被害者支援の知識を有する
警察職員のチームです。

043-201-0110 (内線2706)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

○公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター(千葉CVS)

千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された民間団体です。病院や警察、
裁判所への付き添い支援も行っており、長期的な支援が受けられます。

043-225-5450 月~金 10:00~16:00 土日祝日、年末年始を除く
短縮ダイヤル「#8891」(はやくワンストップ)

○NPO法人千葉性暴力被害支援センター ちさと

医療機関(国立病院機構千葉医療センター)を拠点とした民間団体です。病院併設であることから
婦人科診療をただちに受けることもできます。やっぱり警察に届けたくないといった相談にも応じます。

043-251-8500 月~金 9:00~21:00 土 9:00~17:00

刑事手続きの流れ

事件の発生



捜査の開始



犯人の特定



成人又は
十四歳以上の
少年



強制捜査
(逮捕)



任意捜査



十四歳未満
の少年



児童相談所

被害者の方々
にご協力して
いただくこと

1

●事情聴取

担当警察官が被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。

●証拠品の提出

被害の状況を明らかにするため、被害当時に着ていた衣類、持ち物等について提出をお願いすることがあります。

提出したものは、保管の必要がなくなれば返却することができます。

●実況見分等への立ち会い

警察官が被害の場所を確認する際、立ち会いをしていただく場合があります。

事実の解明や犯罪の立証に必要なことである程度の時間が必要となります。



利用できる
各種制度

被害者支援要員制度

被害者連絡制度

カウンセリング制度

再被害防止・保護制度

公費負担制度

検 察 庁

裁 判 所

3

送致

不起訴

起訴

児童福祉法上の措置

少年の場合

2

●犯人の確認

犯人と思われる人物が分かった際、その人が犯人か確認してもらうことがあります。
その場合、写真やマジックミラー等で確認していただきます。

3

●検察官の事情聴取

検察官が犯人を起訴するため被害の状況等を再度確認させていただきます。

公判請求

略式命令請求

家庭裁判所

4

裁判

判決

審判不開始

審判

保護処分

保護観察
児童自立支援施設
少年院送致

不処分

検察官送致

起訴

不起訴

4

●裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のために公判で証言していただくことがあります。

その際、皆様のご要望に対して様々な制度があります。
(9ページを参照してください)



公判における各種制度
証人尋問、優先的傍聴、被害者参加制度、刑事和解等

犯罪被害給付制度

被害者等通知制度
【検察庁・保護観察所等】

各種制度が利用できる時期の目安については担当の警察官・検察官等にご確認ください。

性被害 Q&A

性被害にあわれて不安になることはたくさんあると思います。

少しでも不安を払拭できるように被害に関する疑問についてお答えしたいと思います。

また、このほかのことでも少しでも疑問に思いましたら担当の者にお問い合わせください。

Q1 答えにくい質問にも答えなければいけないのですか？

A そんなことはありません。性犯罪の場合、答えにくい質問もあると思います。
ただ、詳しいことが分かれば、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながります。
また、事情聴取は希望する性別の警察官が行うことも可能です。

Q2 事件のことを家族や周囲の人に知られたくないのですが・・・

A 被害にあわれた方が成人の場合、境遇や事件によりますが、必要以外の人に知られないように捜査することもできます。
未成年の場合、今後の捜査にご協力してもらうためにも保護者の方とお話する必要があります。

Q3 犯人がわかったら、犯人と対面しなければならないのですか？

A 犯人と対面することはありません。
犯人と思われる人物が分かった時点で、その人が犯人か確認してもらう場合があります。
その場合、写真やマジックミラー等で確認していただくことになります。

Q4 感染症や妊娠が心配なのですが・・・

A 警察では被害にあわれた方に最優先で婦人科医師による診察を受けて頂いています。その際に発生する検査料や緊急避妊費用を、公費で負担する制度があります。
また、健康福祉センター（保健所）においても性感染症の検査等を無料で実施していますので、詳しくは最寄りの健康福祉センターにお問い合わせください。

Q4 事件の時に着ていた服を処分したり洗濯したりしてもいいですか？

A 事件の時の服等には犯人を検挙するための重要な証拠が残されていることが多いので、むやみに触らず、できるだけそのままにして警察に証拠品として提出してください。
提出して頂いた証拠品については裁判終了等で返却しますが、返却不要であればその旨を警察官にお伝えください。

Q4 私の名前や住所が新聞に載りますか？

A 犯人が捕まったこと等は掲載される場合がありますが、被害にあわれた方の名前や住所は載らないよう配慮します。

Q4 裁判になったとき、一人では不安なのですが・・・

A 千葉CVSの支援員が裁判へ付き添ってくれます。また、ご要望に応じて弁護士の紹介も行っていますので、詳しくは千葉CVSにお問い合わせください。

警察における支援制度

警察では、被害にあわれた方の負担を少しでも和らげるための制度を設けており、被害直後から支援活動を行っています。

ただし、事件の内容等によっては利用できない制度もありますので、詳しくは担当の警察官にお問い合わせください。

◆ 女性警察官による事情聴取（男性を希望することもできます）

警察本部、警察署には女性警察官が配置されています。被害にあわれた方の受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害にあわれた方からの事情聴取、証拠採取、証拠品の受領、病院等への付添い、捜査状況の連絡等を希望する性別の警察官が行います。

◆ 被害者支援要員制度

捜査を担当する警察官とは別に指定された警察官が被害者支援活動を行います。

- 付添い……………病院手配、自宅等への送迎
- ヒアリング……………心配事の相談、事情聴取の補助
- 関係団体の紹介…千葉CVS、その他関係団体への紹介等



◆ 被害者連絡制度

連絡を担当している警察官が下記の事項等について連絡します。

- 捜査状況……………捜査に支障のない範囲の内容
- 犯人の検挙状況……………犯人の検挙の有無、氏名等
- 逮捕した犯人の処分状況…送致した事件の起訴、不起訴等の処分結果

◆ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病もしくは障害という重大な被害を受けた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金は一時金として支給されます。

遺族給付金

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

重傷病給付金

負傷又は疾病にかかった日から3年間の医療費自己負担額と休業損害を考慮した額を合算した額

障害給付金

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

◆ 再被害防止・保護制度

被害にあわれた方が、再度同じ犯人等から被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や所要の警戒措置を行うほか要望があれば犯人の釈放等に関する情報を提供しています。

また、犯人が暴力団等の場合は保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を図っています。

◆ 公費負担制度

犯罪の被害にあわれた方に対する精神的・経済的負担を軽減する目的で、その被害にかかる費用を警察が負担する制度です。

【被害にあった場合】

医療機関の診察を受けた際に発生する

初 診 料…被害の怪我を理由として、医師の診察の初診に要した費用です。

性病検査料…届け出からおおむね1か月以内の初回にかかる検査が対象です。

人工妊娠中絶措置料…中絶以外の目的で行われた治療、検査等は対象となりません。

緊急避妊措置料…投薬による避妊措置、エコー検査、膈内洗浄等に要する費用です。

診断書料…医療機関の医師が作成した診断書の発行費用です。
(警察の捜査のために必要とするものに限りです。)

【そのほか利用できるもの】

一時避難措置費用…ご自宅が犯罪によって引き続き住むことが困難な場合や犯人から危害を加えられる恐れがある場合等にホテル等に避難するための費用です。

ハウスクリーニング費用…犯罪行為により被害にあわれた方のご自宅に血痕等が付着し、清掃を必要とする場合、業者による清掃ができます。

カウンセリング費用…心理的補助を必要とされる方が医療機関や相談機関に相談した際の費用です。

公判における各種支援制度

検察官が事件を裁判所に公判請求した後、被害にあわれた方やそのご家族は裁判において証人として証言していただくことがあります。

詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

制 度	内 容
証人への付添い	証言をする際、不安や緊張を和らげるため家族や支援者に付き添ってもらうことができます。
証人への遮へい	被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、周りの視線を気にせず証言できるようにします。
ビデオリンク方式	証言する際、別室からモニターを通じて証言することができます。
優先的傍聴	被害にあわれた方やその家族の方は優先的に裁判を傍聴できる制度を設けています。
被害者参加制度	被害にあわれた方やそのご家族の方が刑事裁判に参加して被告人質問や被害についての心情等の意見を述べるすることができます。 また、刑事裁判の参加を弁護士に委託し援助を受けることや資力が乏しい方は国選弁護制度を利用することもできます。
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録を被害にあわれた方やそのご家族の方が閲覧・コピーすることができます。
刑事和解	被害にあわれた方やそのご家族と被告人との間に和解が成立した場合、公判調書を作成し、この公判調書を利用して民事裁判を起こさずして強制執行の手続きを取ることができます。



その他の支援制度

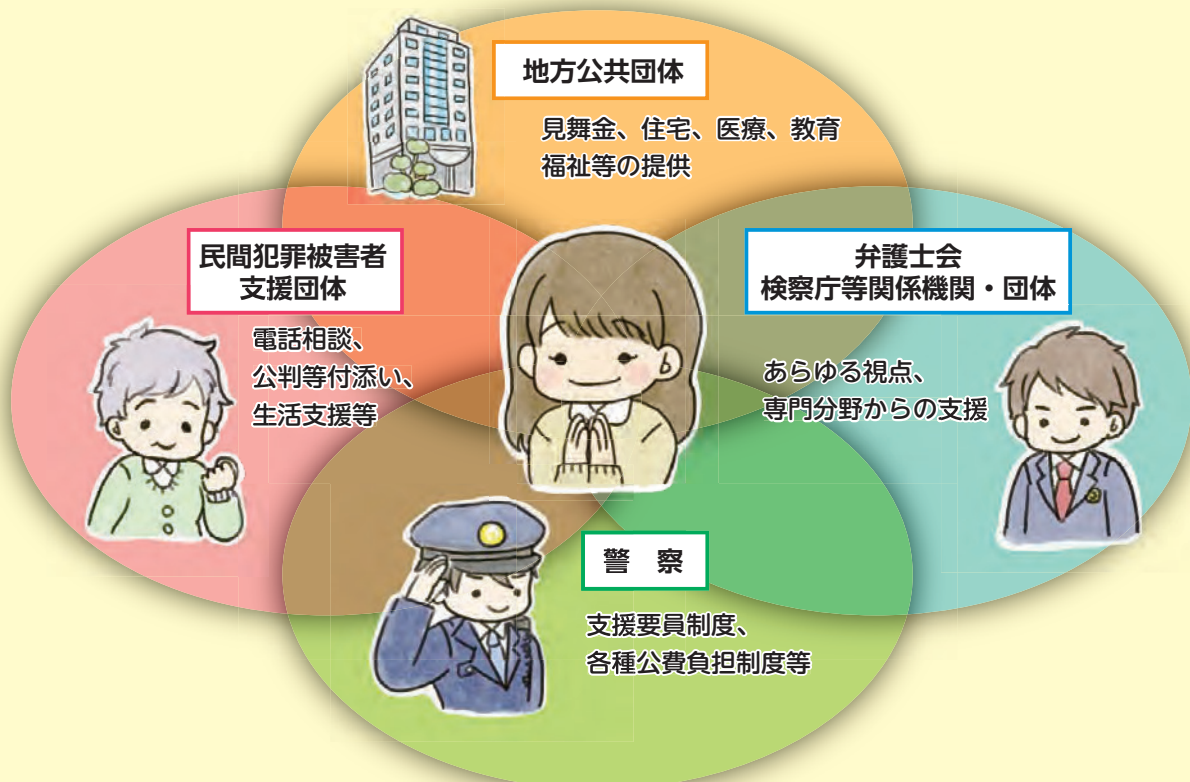
検察庁、保護観察所等では被害にあわれた方々の希望に応じて、犯人の処遇や出所情報などについて通知する「被害者等通知制度」があります。

また、心神喪失等で公判に至らなかった犯人に対しては、「医療観察制度」がありますので詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

各種相談窓口

千葉県環境生活部くらし安全推進課 防犯対策推進室	犯罪被害者等への情報提供と相談機 関や支援機関の紹介	043-223-2267
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 【千葉CVS】	付添い支援やカウンセリング等	043-225-5450
千葉地方検察庁	被害者ホットライン	043-221-2065
NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと	性暴力、性犯罪に関する 医療支援、カウンセリング	043-251-8500
千葉保護観察所	医療観察制度の相談 少年犯罪に関する窓口	043-204-7793 043-204-7794
千葉県弁護士会（犯罪被害者ホットライン）	弁護士の電話相談	043-227-8433
日本司法センター 千葉法律事務所（法テラス千葉）	法制度、相談窓口のご案内や弁護士 の紹介	050-3383-5381
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議	暴力団に関する相談	043-254-8930
千葉県労働相談センター	解雇、賃金等労働問題に関する相談	043-223-2744
財団法人犯罪被害救援基金	犯罪遺児への給与、指導、相談等	03-5226-1020

千葉県犯罪被害者等見舞金制度についてはコチラ →



被害にあわれた方が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、社会全体で被害にあわれた方を支えていきます。